



規 則

鳥取縣規則第三十九號

昭和二十二年九月鳥取縣規則第三十七號鳥取縣薪炭検査規則の一部を次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年十月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條を次のように改める。

薪炭配給統制規則第三條のこの検査はこの規則の定めるところによる。

第一條の次に左を加える。

第一條の二 前條の木炭又は薪を自己又はその家族の勞力をもつて自己の居住市町村において生産しその生産した木炭又は薪をその市町村内において家庭用

昭和二十二年十月三十一日  
第千八百五十六號

金 曜 日

又は農蠶業用として消費する場合以外の目的で自己が使用し又は消費するため生産をなしたものはこの規則によつて検査を受けなければならない。但し官行製木炭又は薪についてはこの限りでない。  
第三條中「別に定める規格」を一農林大臣又は知事が別に定める規格」に改める。

第三條に次の一項を加える。

前項の検査吏員の外に取締りのため薪炭検査取締吏員（以下取締吏員という）をおくことができる。

第十條中「貼附し」を「貼附せしめ」に改める。

第十四條中「検査吏員」の次に「又は取締吏員」を加え

「検査吏員證」の次に「又は取締吏員證」を加える。

第十五條を次のように改める。

博覽會、共進會、品評會その他それに類するものに出品する木炭又は普通薪及び瓦斯用薪を生産し又は取扱

訓令

鳥取縣訓令甲第五十二號

各地方事務所長

昭和二十二年七月鳥取縣訓令甲第三十號の一部を次のように改め、公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年十月三十一日

鳥取縣知事 西尾愛治

第五條を削る。

第十六條に次の一項を加える。

前項の規定は薪炭検査取締吏員にこれを準用する。

第十七條に次の一項を加える。

前三項の規定は薪炭検査取締吏員にこれを準用する。

附表第二號様式木炭の部を次のように改める。

第十八條中「第一條第一項第四號によるもの」を「木炭又は普通薪で自己の家庭用又は農蠶業用として消費するため自己又はその家族の労力をもつて自己の居住市町村内において生産したもの」に改める。  
附表第一號様式を削る。

第二號様式

検査成績簿

月分 (昭和 年度)

炭種呼稱	町村	内		合計
		検査料を徴収したもの	検査料を徴収しないもの	
白炭	堅			
	雑			
	計			
黒炭	堅			
	雑			
	計			
松炭				
粉炭				
合計				

第二號様式

検査報告書

月分 駐在所 林産物検査吏員

炭種呼稱	町村	内		合計
		検査料を徴収したもの	検査料を徴収しないもの	
白炭	堅			
	雑			
	計			
黒炭	堅			
	雑			
	計			
松炭				
粉炭				
合計				



うに任免した。

昭和二十二年十月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新任者 解任者 職務執行の區域 任免年月日

山脇 正 森南久穂 岩美郡成器村昭和二十二年十月廿一日

中村軍治 中村 勝 八頭郡大村 同

橋本俊吉 森川信雄 西伯郡下道村 同

松本 潔 松本幹司 同 渡村 同

鳥取縣告示第百八十八號

助産婦名簿に次の者を登録した

昭和二十二年十月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 日野郡石見村大字上石見一〇一

現住所及開業地 同 九三七ノ一

昭和二十二年十月二十四日第一、二、三、七號

安 達 艶 葵 子

昭和二十二年十一月十九日生

鳥取縣告示第百八十七號

物格統制令第四條の規定により甘諸飴の販賣價格の統制額を次のように指定する。

昭和二十二年十月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、販賣業者販賣價格の統制額

甘諸飴 一〇〇円につき 三〇圓〇〇銭

二、右の統制額は物品税を含み、賣主店先渡ししの統制額とする。

三、右の統制額は荷造包装費を含むものとする。

鳥取縣告示第百八十八號

鳥取縣告示第百八十八號

昭和二十二年九月鳥取縣告示第四百三十二號の一部を次のように改める。

昭和二十二年十月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

「第三條による規格並びに」並びに「鳥取縣薪炭検査規則第三條規格」の全文を削る。

鳥取縣薪炭検査規則第十四條検査吏員證雛形の次に左を

加える。

鳥取縣薪炭検査規則第十四條検査吏員證雛形

三寸	第三號 (所屬團體會社名) 氏名	薪炭検査取締吏員之證	鳥取縣團
裏	昭和 年 月 日交付		

鳥取縣告示第百八十九號

昭和二十二年十月農林省告示第百五十二號薪炭規格規定第七條により木炭及び瓦斯用薪の包装並びに束薪の結束方法を次のように定める。

昭和二十二年十月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、木炭の包装

1、材 料 俵、筵又は袋

2、形 狀 繩は蔓又はこれに類するものを含む

3、長 さ 五〇纏乃至六五纏

4、繩掛け其他 丸俵は俵の小口四方掛以上

角俵は俵の小口各邊二箇所以上

胴繩は二重廻し一箇所締以上

筵は小口綴込

袋は上包二重以上の折込

二、瓦斯用薪の包装

1、材 料 俵又は筵

2、形 狀 繩は蔓又はこれに類するものを含む

3、長 さ 任意

4、繩掛其他 任意

三、束薪の結束

1、材 料 繩、竹輪、針金、蔓又はこれに類するものを含む

鳥取縣告示第百八十九號

2、形 狀 丸  
 3、繩 掛 け 胴繩は二重廻し一箇所締以上  
 (長さを基準束の長さの倍量に調製した  
 もの、胴繩は二重廻し二箇所締以上)

◇鳥取縣告示第四百九十號  
 鳥取縣薪炭検査規則第十四條により取締吏員章を次のよ  
 うに交付した。

昭和二十二年十月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

番 吏員 號 章	氏 名	生年月日	住 所	所 屬	團 體
1	中本 清秋	明四四、一〇、一三	東伯郡竹田村	鳥取縣農業會	
2	沖田 五郎	大一一、六、一〇	鳥取市大塚町一四の四	同	
3	高田 光雄	明三九、一二、二六	氣高郡大和村横枕四二二	同	岩美郡支部
4	岩永 榮治	大六、三、一	八頭郡用ヶ瀬町	同	八頭郡支部
5	小林 三喜夫	大四、九、八	同 河原町谷一本	同	河原町農業會
6	植田 良平	明三五、七、二〇	氣高郡鹿野町一四〇五	鳥取縣農業會	氣高郡支部
7	仲野 忠男	大六、一一、二三	東伯郡灘手村字谷	同	東伯郡支部
8	升田 義治	大一一、八、一	同 倉吉町字大正町	同	同
9	坂田 昌彰	大四、六、二五	米子市	同	西伯郡支部
10	安藤 義一	大五、四、二五	同	同	同
11	藤原 竹應	明四一、三、一二	西伯郡法勝寺村徳良五四〇	法勝寺農業會	
12	徳本 晃	大五、二、二	日野郡根雨町根雨	鳥取縣農業會	日野郡支部

13	白根 長一	明二〇、四、一七	同 黒坂町上管	同	生山倉庫
14	西古 勝知	明四三、一一、六	同 江尾村江尾	同	江尾村農業會
15	水本 民次郎	明三九、一〇、二	八頭郡安部村小別府四四三	鳥取縣林産燃料株式會社	
16	安田 充雄	大一一、七、一五	同 河原町河原	同	
17	河野 愛喜	明三三、九、二〇	同 賀茂村郡家	同	因幡營業所
18	西山 繁治郎	明二八、一一、六	東伯郡倉吉町仲之町七四一	同	東伯營業所
19	津村 幸政	大一一、八、四	同 同	同	同
20	吉原 潔	明三五、六、二六	米子市兩三柳三本松一〇一三六	同	伯耆營業所
21	大江 茂	大一一、七、六	日野郡根雨町根雨四二三	同	同
22	福山 勝治	明三三、一二、一五	岩美郡面影村今在家一四八	鳥取縣森林組合聯合會	
23	澤田 武雄	明四〇、七、七	鳥取市園護寺一五〇	同	
24	安養寺 勝	大一一、五、一一	八頭郡河原町布袋二二五	同	
25	上村 俊良	大一一、七、一一	岩美郡浦富町	同	浦富町森林組合
26	村尾 仲昌	大九、九、八	同 成器村吉野	同	成器村同
27	寺谷 傳四郎	明四三、一、一	八頭郡智頭町西野三九八	同	智頭町同
28	西尾 輝藏	明四四、九、一九	同 丹比村富枝二二七	同	若櫻町同
29	平井 誠久	明四四、二、八	東伯郡旭村本泉二四	同	旭村同
30	太田 忠雄	明三四、四、二八	同 矢送村關金二八三	同	矢送村同

31	安藤 精	明三六、三、二二	八頭郡賀茂村郡家二六一	鳥取縣燃料配給管理組合
32	八幡 一郎	大四五、二、三	鳥取市今町一丁目二二の一	同
33	淺見河原大吉	明四〇、六、一	一〇〇の一	鳥取市綜合燃料配給所
34	錢永三郎	大三四、二、二〇	氣高郡青谷町三八五三の六	同
35	中村 忠治	明二四、六、一八	東伯郡倉吉町鍛冶町一丁目二九〇三の五	同
36	表 稔	大二三、一、二二	同	倉吉町配給所
37	小綿 龜次郎	明三七、三、二七	同	同
38	桶谷 茂	大六、一、一八	同	八橋町配給所
39	松良美起男	同	赤碕町一六七九	同
40	直田 博	大七、八、三	西伯郡江町渡江	同
41	實重 英行	大三四、五、二六	同	赤碕町配給所
42	富永源四郎	明三〇、六、二二	同	米子市配給所
43	上村 信夫	大八、三、二七	鳥取市立川町一丁目二七	同
44	西村 實	大八、八、八	同	同
45	櫻村 泰藏	大二〇、九、二五	八頭郡若櫻町糸白見	鳥取縣木材林産組合聯合會
46	草刈 廣次	明四三、六、一八	同	鳥取縣木材林産組合聯合會
47	笠長 勝美	明四一、四、一	東伯郡倉吉町河原町一八七五	八頭郡同
48	深田 滿造	明三一、九、二〇	米子市加茂町三丁目一	東伯郡同
49	音田 貞治	明三七、一〇、五	日野郡根雨町根雨六四三	西伯郡同

鳥取縣公告 第八百五十六號 昭和二十二年十月三十一日 (第三種郵便物認可) 一〇

◇鳥取縣告示第四百九十一號  
昭和二十二年秋季種牡牛検査を次のように施行するから  
検査を受けた者及び受けなければならぬ者は最寄の  
検査場に現着を牽き出し検査を受けられたい。

昭和二十二年十月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種牡牛検査日割

検査場所

検査日時

牽出區域

東伯郡 東郷村

十一月七日午前九時

東伯郡一圓

倉吉町

八日

東伯郡一圓

赤碕町

九日

東伯郡一圓

西伯郡 御來屋町

十四日

西伯郡一圓

淀江町

十五日

西伯郡一圓

法勝寺村

十六日

西伯郡一圓

米子市 勝田町

十七日

米子市一圓

岩美郡 浦富町

二十一日

岩美郡一圓

鳥取市 吉方

二十二日

鳥取市一圓

八頭郡 船岡村

二十九日

八頭郡一圓

若櫻町

三十日

八頭郡一圓

智頭町

三十一日

八頭郡一圓

用瀬町

四日

八頭郡一圓

◇鳥取縣告示第四百九十二號

日野郡江尾村を江尾町とし昭和二十二年十一月一日から  
及び西伯郡外江村を外江町とし同年十一月三日から施行  
することを夫々同年十月八日許可した。

昭和二十二年十月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

日野郡根雨町	六日	日野郡一圓
日野上村	七日	
江尾村	八日	
溝口町	九日	
氣高郡正條村	十日	氣高郡一圓
大正村	十一日	